

第4回「有機JAS規格の格付け方法に関する検討会」議事概要

<議題1について>

事務局より資料3、資料4、資料5、資料6について説明。

水野委員：NPO法人日本オーガニック検査員協会から資料を提出させていただいた。

研修制度を標準化することにより、検査員の業務のバラツキをなくす必要がある。

研修には次の3つ、事前研修（認定制度全般、検査手法に関する研修）、定期研修（規格改正、関連知識、事例研究）、認定機関研修（認定機関独自の方針、認定手順、判断基準など）が必要。2番目に見習い制度の導入について、検査を独りよがりで行うのはとても危険。未経験の検査員には見習い検査同行の義務付けを提案する。3番目に検査員の資格要件について、資質を十分備えながら、実務経験が無い場合資格を満たさない検査員に、門戸を開放する必要がある。

職業としての有機検査員の現状とその力量について、という資料はベテラン検査員達の意見をまとめ、私個人の意見として提出した。初めに、検査員の理想状況としては、認定機関の常勤職員として検査員専門職員を2名雇用するということで、検査員が常勤職員となれば生計が安定する。報告書作成には時間がかかるので、事前に書類審査を行う等、生産行程管理者に負担をかけないようにする。1回5万円の検査費用で週2回行くと年収500万となり、検査員が生計を立てられる最低レベル。しかし、問題点として、200件以上の認定申請件数がある認定機関は少なく、現状はア）認定事業以外の収入で常勤職員の給与を負担する、イ）検査員を常勤にせず、委託で必要都度仕事を外部発注する、という二つのパターンに分かれる。委託で行う検査員は多いが、現状として日本オーガニック検査員協会の調べ（2006年3月）によると36名の検査員（ほとんどがフリーランスで委託されて検査を実施）から回答を得た有機JASの検査件数総数は660件であり、単純平均で一人当たり年18.3件、月1.5件となる。この数では月数万円の収入にしかならず、有機検査員で生計をたてることは不可能。従って、外部委託の有機検査員が生き残る道は次の選択肢しかない。ア）専業でやらず、本業の合間に副収入として行う、専業の合間に副収入で行う。例えば農業生産者が農閑期に行う、会社の従業員が会社の承諾を得て、業務として又は休暇を取って行う。イ）別に収入を持つ家族を持ち、副収入として行う。例えば、経歴要件を満たす経験を持つ主婦。ウ）定年退職して年金生活などで暮らしている人が、過去の経歴を生かして検査員となる。例えば、食品会社を定年退職した人。エ）検査員専業であるが、1つの認定機関に所属するのではなく、複数の認定機関と契約し、出来るだけ多くの検査を請け負う。例えば、5団体から20件ずつ請け負い、100件をこなす。但し、認定事業者数が農産物の生産行程管理者1000件、加工食品の生産行程管理者500件、小分け業者430件、輸入業者

100件程度しかない現状にあっては、これを単純に一人100件で割っても農産物検査員10人分、加工検査員5人分の件数しかなく、フリーランスの検査員は、ほんの数人しか生き残れない。検査員報酬は認定機関によりバラツキがあり、おおむね1万円程度から5万円程度、確実に過去13年間で減額をしている。MAX料金で計算してもこの程度であるので、100件で1万円では生活も出来ない。②検査件数が少ない中、現状以上に講習会等へ時間及び経費を使うことが検査員にとって負担となっている。認定機関に複数登録しないと検査件数をもらえないが、認定機関それぞれの講習会に毎年行くと、講習会費用や交通費が負担になる。③仕事、事故、病気、訴訟等に対する補償がないことは検査の仕事が続けて行くにあたって不安要因。ぎっくり腰になって仕事が出来なくても、日雇い労働であるため仕方がない。海外では訴訟になった時、検査員が巻き込まれた時に保険を払っておくべき、ということも話されているが、全て自己負担である。④検査に備え常に新しい情報を把握せねばならず、力量向上が求められる中、「向上して当たり前」で何の評価もなく、経験ある検査員と、なりたての検査員との間に差がないという現状は検査員のモチベーションを下げる。⑤一部の認定機関が時間給による検査報酬制度をとっているが、ベテランで技量が上がった検査員が素早く検査を済ませるのに対し、検査に慣れない新人検査員が時間をかけ検査をして、ベテラン検査員よりも検査費用を多く受け取っているという矛盾がある。前年度、新人検査員が3日間要したものを1日半で行ったところ、生産者には時間が短く負担が少ないと喜ばれるが、自分自身は適切に検査して損をしたとも思う。一方、生産者に負担の少ない完結で良い検査をしたい、という気持ちもある。私自身検査員としてもらう料金よりも、有機が広まって欲しい、消費者の代理として検査をしたい、生産行程管理者に頑張ってもらいたい、という気持ちを持つ検査員が沢山いるから続けてこられたが、検査員は疲れている。勉強しなくてはいけないことも多い中、生活できる報酬が欲しいという気持ちもあり初めて本音を言う。検査員の現状も理解していただきたい。4番目、職業として成り立たないことを前提とした検査員の力量を上げるにあたり、専業で仕事を行う検査員を増やすことについて、20名強で事足りる認定件数の中で70団体もの認定機関が存在する中で、専業検査員として成り立つことは不可能に近い。このため、検査員は専業ではなく副収入として行う、定年退職して行うような検査員を前提として、力量の設定をするべき。いたずらにISO審査員のレベルの技術や講習・見習い等を要求しても、ついていけない検査員が多いのが現状。尚、専業でない以上、技術向上に費やせる時間にも限界があり、検査員育成状況が満足なものになりえるのか否かは課題として残る。5番目、検査員の力量について、現地検査を受ける側から見た検査員評価は、基本的に次のように思われる。「好まれる検査員」①コミュニケーションが十分にとれること②なぜこの指摘をするの

かについて説得力ある説明が出来ること③人対人の相性の問題も大きく影響。「好まれない検査員」としては、①質問の仕方が下手である②検査を受ける側からすると横柄な態度に見える③基準不適合とは関係ない部分まで過度に要求する④不適合指摘の根拠を説明できない⑤検査と関係のない自分の経験談や自慢話が多い。

「好まれない検査員」の要素としては、検査技術力に加えて人としての性格の問題に関係することが多い。しかし、トレーニングや研修会で人の性格まで変えることはできない。この点をどのようにするか。考えられる方策として、検査員の検査について、受けた側・又は同席した第3者が評価し、それを検査員にフィードバックして、自分の欠点を指摘してもらうことがあげられる。しかし、自分の欠点を指摘されると気分を害して逆効果の人もいるので一概にいいとはいえず、この問題に解決の方策はなかなか見出せない。また、研修会で、コミュニケーションの重要性などを力説しても、そんなことはわかっているかのごとく、自分の関心のみについて今風に言えばK Y（空気の読めない）な質問をしてくる講習生も見受けられる。そのような人に限って、何が重要かが理解できておらず、コミュニケーションは下手である。結論として、このような人は「コミュニケーション力」が重要である検査員の資質を満たしていないと考える。その他、①検査の現状の問題点として、「確認すべきことを漏らさずに記載する」に集中するあまり、大きな流れをつかめていない、レジうちチェックのような検査にどんどんなっている。もっとも重要なこと、「有機性を保持し、消費者の信頼を裏切らないこと」に集中し、あとの整合性は、適宜調整するぐらいの強弱がなければ、有機の広がりはない。重箱の隅をつつくような検査をせざるを得ないように持っていかれているのが心苦しい。そういう意味で検査の仕事が嫌になっている検査員も多い。

②外国のJ A S検査員のレベルの問題点については、日本の検査員は、年に一度の研修会があるが、外国の検査員には、有機J A S検査に関する教育を受けるチャンスが少ない。これは外国人が有機J A S検査をする上での今後の検討課題である。結論として、1) 検査員の技量をあげるには、検査員が満足できる報酬と頻度が提供されなくてはならないことを認定機関に認識してもらう。2) 検査のレベル向上のための農水省や行政による研修会費用の負担を今後とも検討。3) 検査員の見習い制度を今後要求する際、検査員の費用負担を軽減するために、農水省主導の見習い体制を構築するか、講習会で見習体験できるような実地検査を含んだ講習会を実施する。4) 検査員のモチベーション向上のため、認定機関内での検査員のランク付けの評価システムを構築し、レベルに応じた報酬等の差を設けることを農水省として認定機関に推奨する。5) 検査員の検査について、受けた側・又は同席した第3者が評価し、認定機関に報告して、認定機関の参考とし、認定機関はそれを基に検査員にフィードバックする。6) F A M I Cの検査員へのチェック項目の中で、「有機性を保持し、消費者の信頼を裏切らない

こと」という意識を強く持って検査がなされているか、有機を広める意思をもって検査がなされているかの確認項目がない場合にはこれらも追加する。有機を広めたい、頑張っている人をサポートしたいという気持ちと同時に、消費者に対してきちんとやっているということを示したいために検査をやっている。そのような評価も入れていただきたい。

小林委員：水野委員の説明の結論の6) F A M I Cのチェックシートの中身「有機性を保持し、消費者の信頼を裏切らないこと」について、立会調査は認定の技術的基準に基づいてきちんと調査している。有機性が保持されているか、については、有機J A S規格に適合しているかどうかきちんとF A M I Cで確認している。消費者の信頼を裏切らないこと、については監査全体を通じて、消費者・生産者の信頼を裏切らないようにという観点で行っている。有機を広める意思を持って、という部分については、私どもの監査の趣旨とは違う。F A M I Cとしては別の観点からJ A S制度を普及させる仕事はしているが、監査の中では直接的にそのような趣旨では行っていない。

熊澤委員：水野委員の意見、検査員の力量について、向上して当たり前で何も評価がない、ということについては、向上して当たり前であると非常に強く思っている。検査員に限らず、どの業種であっても技術革新は早く、ついて行けなければやっていけない。勉強するお金がないから勉強しないとはいってられないので、厳しくやらなければ行けない。レベルに応じた報酬が支払われない問題は、システムとして整えていくべき課題。有機を広める意思をもって、という部分についてはJ A Sに適合した有機という解釈だと思うが、広義に解釈されてしまうと、有機J A Sに適合していないのに有機農業だと思っている人が沢山いる現状では、間違えた解釈がされないか。また、有機J A Sが国際的に置かれている状況をきちんと把握していかなければいけない。提出した資料は、ISO ガイド65に基づいてこのシステムが出来ているということを確認しようという意思。表は、第2回で加藤委員から提出のあった、日本有機食品連絡協議会の登録認定機関の業務運営の標準をつくるために、について、ガイド65の要求事項と検査員・判定員の要件を比較するとどうなるか、ということ考えたもの。登録認定機関が今後要件、独立性の確保、機密保持、教育、訓練に関する規程をきちんと設けることが特に重要。特に教育、訓練が大切で、評価方法をきちんと含んでいただきたい。検査員の力量について、検査員が意識して勉強していないのでは、と考えている。関連法規に関して、有機J A Sだけきちんと勉強していれば大丈夫だろうという検査員が多い。J A S法の品質表示基準、食品衛生法、農薬取締法、肥料取締法、有機農業推進法、栄養改善法、包装容器リサイクル法、家畜排泄物処理法、廃棄物処理法、建築基準法、水質汚濁防止法等、有機J A Sを正しく理解するためには、関連法規を理解していないといけない。例えば有機J A S規格第4条で、管

理を行うのに支障のない広さ・明るさ・構造が求められているが、元は食品衛生法の要件であり、ここをきちんと理解していないと、第4条が守られているかどうか分からない。加工食品で原材料配合割合95%以上を確認する際にも、計量法で検査を受けていない壊れた秤では意味がない。そのような知識がない検査員がまだまだ多いため、きちんと勉強していかなければ、ということを非常に懸念している。

今村委員：資料3の生産行程管理者の認定を受けている検査員について、私も検査員と農家。検査員として検査すると、自分で生産もしているため、ほ場を見ると状況がすぐに分かる。ただ、有機を広めるため、ということが引かかる。検査員としてやっていると、有機を広めるために必要なのか、という思いが非常に強く、私は検査員には向いてないため、やめようかと思う。周りにも生産行程管理者で検査員をやっている人が何人かいるが、検査員を辞めようかという話をたまに聞く。

座長：有機農業を広めるには今の規格を守ることは大変。検査員の力量以前に検査員を辞めたいという人が沢山いる。力量を高める以前に、検査員をやりたいという人をどう増やすかが重要。現状ではプロの検査員としては成立し得ず、ボランティアでしかできない。報酬1件1万円、一人平均5.6件では、とてもやっていけない。ボランティアでどう力量を高めていくか。

加藤委員：現在、登録認定機関の業務運営の標準は第5判まで進んでる。5月に登録認定機関連絡会議があった際に、全ての登録認定機関に紹介した。検査員の力量については、各認定機関がきちんと検査できる検査員の資格要件、採用条件を整理していく必要があるというのが結論。なにを整理しなくてはいけないかをまとめたのが、提出した標準。配布されている認定の業務に従事する者の要件の目安は、検査員の最低要件として、広くいろいろな方々が検査員としてやっていくには役に立つ重要な基準だと思うが、この要件を満たしているだけでは検査は出来ない。 $+\alpha$ の基準を登録認定機関が持っていないと適切な検査が出来ない。一つは検査技能、コミュニケーション能力や、必要な情報を適切に収集していくための技能・テクニックを磨かなくてはいけない。それがある程度の水準に達していることを確認して実際の検査に配置していく必要があり、どの段階に到達した人を検査に配置するかは認定機関の責任。資質について、どういう資質が的確として判断し、的確な人材を検査に配置していくのかというのも認定機関の仕事。また関連知識について、必要な知識は把握しなければならない。個人的資質の問題、関連法規、検査技能が一定の水準に到達した者を検査に充てていくということを登録認定機関も自覚する必要がある。もう一つ、有機を広めることについて、検査認証制度は一般的に有機を広めることではない。基準に適合している生産、基準に適合していない生産を判別し、基準に適合している生産を認証していくことが認証制度

の直接的なあり方。間接的に基準に適合した有機を広めていく、基準に適合した生産を保護していくことにはなるが、推進や普及と検査認証は別。二つが上手にタイアップして、全体的に有機が推進されていく、という関係をどう作るかということであり、検査現場はそのように（直接的に有機を広めること）考えると危険。また、検査員の待遇の問題は、経営資源の問題でもある。認証料金から検査員の報酬の支払い等をしているが、検査料金をどう設定するかについて、税金を投入して無料にしている認定機関と民間機関が競争という条件におかれては、適切な経営資源の確保が出来ない。こういう問題についてきちんと考え方を整理していく必要がある。

水野委員：誤解を与えたかもしれないが、変な有機を広めるということではなく、正しい有機を広めるということ。定年退職して副収入でやりたいが有機は食べない、という人に検査をして欲しくない、環境意識を持った上で、厳しく判断出来る形で正しく広めてもらいたいということ。

久保田委員：一つの考え方の視点として、アメリカ等は大規模で企業的な有機会社が残っていつているが、日本は小規模農家を育てていくということに力を入れて意識的にやっていく必要がある。登録認定機関の中には有機農業運動を行ってきたところが多く、有機農業をやっている人と検査を受ける人が、近い関係の人達がやっている状態もある。有機農業の体験を踏まえて検査でチェックし、一定以上になっていないものは認定出来ないという考えでやれば問題ない。広い意味での有機農業をやる仲間として広げるということについて、有機JASの水準はクリアしてもらいたいという目でチェックしているはずであり、必ずしも有機農業をやっているから検査員から排除するというのは、性急には結論づけられない方がいい。

座長：認定事業者が自主的にレベルアップすれば検査員も認定機関も楽だが、うまくいかないのが検査員にも向上していただく必要がある、というのが農水省の提案の意図。

岩井委員：資料3の3ページ目で、研修頻度を資格要件にしていることについて、各認定機関独自の研修だけを指すのか、農水省の委託事業の研修も含め、どちらでもいいとしているのか。

加藤委員：農水省の委託事業の検査員研修会、認定機関独自で行う研修会、同等性のある認定機関で行う研修会等、各認定機関の考え方の中で研修会を行うものとしており、必ずしも独自の研修会だけではないというのが一般的。

岩井委員：検査員のレベルが上がるのは嬉しいが、ビジネスとして成り立っていないので、複数の研修会に出るのは大変だろうと思う。認定機関ごとではなく、統一された研修が1回あるというのが本来の姿。資料3の生産行程管理者と検査員がかぶっている件については、逆に検査をやっていないこういう人が沢山いるのは良いこと。検査員としてのノウハウがあれば、間違いのない生産行程管理が出来る。

スポーツでいうところの監督がレフェリーの資格をもってやる、プレイヤーがレフェリーの資格を持ってやる、ということと同じで、悪いことではない。

事務局：資格条件の講習会について、5時間以上の研修は自ら行ってもいいし、どこかの講習会を指定してもいい。各登録認定機関の裁量に任せられている。任命時の学歴、科目条件、講習会を最低ラインとしているが、加藤委員からはっきりと（この最低ラインでは検査は）出来ないといわれると、ではどうしたらいいかという課題も出てくる。検査員と生産行程管理者の関係は、特別調査を行う発端ともなった議題であり、他から見るとなれ合いのイメージが強い。ダメではないが、FAMI Cの検査でしっかり見てくださいというお願いをしている。（関係が密接だと）レフェリーとしても冷たくできないということがもしかしたらあるかもしれない、ということで参考程度に示した。

金子委員：年間2000件しか検査がない中で500万円の年収を維持するには、この業界は飽和してしまう。一件に対する認証料が50万円で100認証団体があるとして、20件に対して一件50万円とすると年平均1000万円、これでは業界として成立しないのではないか。行政がやるべきことを民間に委託しているから補助をしていくものなのか、認定機関や検査員という業界はそれで採算がとれる業界なのかということではなく、業界として育成していい人材を集めていくなから、20機関しか登録しない検査員はこの人数しかとらない等にするべきだが、有機農法を国として育成していく必要があるのであれば、民間の範囲内でこの収入でやっていける人にやらせておけばいいというのは違う。プレーヤーということでは、食品加工については有機原料を年間300t、500tつぶせるようになると、ある程度コマーシャルとして成り立つので、プレーヤーの方は明るさが見えてきているが、レフェリーは純民間ベースで採算が回っていくようにあなた達がやりなさいというのでいいのか疑問に思った。

座長：ビジネスとして成立していないのは事実。政策論的に言えば、政策として有機を広めていくと農水省が考えるなら、有機の世界でない側にコストをかけるようにすべき。有機の世界にコストをかけないようにすれば有機が広まる。

安井委員：検査員の資格要件については、JAS協会が作成した基準に合わせている認定機関がほとんどだと思うが、資料4の3ページの実務の欄について、有機は「農産物の生産又は農産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究」だが、飲食料品、畳、生糸、木材などは、「検査又は試験研究」ということで「検査」が入っている。有機も検査の実務経験を考慮し、農産物の生産の経験が無くても、見習い検査のような形で何年か認定機関で実地を積めば、検査員になる道が開けると思う。私の所は検査の要件を入れており、補助員、見習いという形で期間を満了すれば実務経験にカウントしている。検査員の適格性について、いろいろガイドで定められているような規程の内容で今のところ不都合はない。コーデックスや

ガイド65に精通しているに越したことはないが、全ての検査員がガイド65に詳しくなる必要があるのか。そこまで求めるのはなかなか難しい。ガイド65に従って規定された認定業務規程はきちんと理解していただく必要があり、定められた手順どおりに検査を行うことが求められる。他法令の関係で、食品衛生法まで検査して不適合ということが出来るのか判定員も困っている。困っているのは農地法、農地利用増進法、いわゆる闇小作、法令に基づかないで他人の土地を借りて生産しているのが、適切な施設を有していることになるのか、が問題。不適切な事例が出ているという現実があり、適格性を担保することは必要であり、今月初めに協議会の総会で協議し、次の点が確認された。1) 検査員の登録前の研修、登録後の研修はきちっと行う。この研修は認定機関独自のもの、協議会主催の研修、農水省委託事業の研修、JOIAの検査員研修を受講すること等が好ましい。研修は時間を標準化するよりカリキュラムを共通化するほうが望ましい。共通の研修用テキストを作成し、どの認定機関も同じテキスト、同じカリキュラムによる研修、を行い、演習や研修効果の測定も共通化して、一定の水準を確保する。これは認定機関サイドでやっていけるのでは。もちろん、独自に認定機関が上乘せする研修も妨げるものではない。2) 検査員の評価がばらばら。検査員の評価の手順の共通化が必要。3) 検査員の見習い制度の導入の義務化。新しい検査員や力量が劣る検査員は、力量の高い検査員に同行し、独り立ちができると認められるまで単独で検査を行わないようにする。これは何回の見習いという回数設定でなく、力量の高い検査員の公正な評価が必要。4) 検査員には力量の高い検査員、力量の低い検査員がいるという前提に立った検査方法の手順の確立が必要。だれが検査を行っても検査の項目漏れがないようなマニュアル、検査報告書の書式の共通化が必要。必要な事項は全て書いてきてもらえば、検査漏れは防げるのでは。一定水準以上の検査報告書が担保される検査報告書式を定め、共通化して使っていくのが良いのではないか。検査員の性格の問題は難しいと思うが現場ではコミュニケーションが一番大切な部分だと思う。検査員の倫理、機密保持、個人情報の保護については、現行の制度で特に問題はないと思われるが、研修を通じて徹底を図っていく必要がある。検査員と認定者の利害関係の排除については、現場で見抜く力が認定事業者である検査員が高いが、一方で報告書取りまとめ能力はやや劣るという難しい側面もあるが、認定事業者である検査員の力量は望めないのでは。検査員として知識を身につけることで、生産者として自分の能力も上がっていくという話も出てくるのかと思うが、農水省がいう甘さがでてくることにもなるので、縁故とか過去何年間取引をしていない、認定した同士が同一グループでないなど、AとBがたすきがけで検査をしている様なことは必ず排除する項目として、きちんと規程化していく必要がある。業務の共通化を図ることについて、一つでも多くの認定機関が参加し、ともに意見を出し合い、合

意しながら共通化の案を作成することが必要であり、また、この案作りに参加した認定機関は必ずこれを履行するといった取り組みの方法が必要。そのためにこの検討会の報告書にそういった内容を取りまとめていただき、認定機関の肩を押していただくようなことがあればと思う。登録認定機関連絡会議で神戸で検討会の話を加藤委員と発表した。参加した認定機関の意見は、集約すると皆様方でいい物を作ってください、私達で便利な使い勝手のいいところだけ使わせて欲しいという意見が大勢。それではいけないので、作るどころから参加してもらい、参加したからには守っていただくということを担保できるかどうかは一定水準の確保が出来るかできないかにつながると思う。

座長：認定機関が力を合わせて検査員と認定機関の関係、検査員のレベルアップの工夫、認定機関同士の齟齬を解消する工夫をやっていただければありがたい。今回は、こういう意見はおおむね結構ではないかという雰囲気は漂っていたという感じでよろしいか。

水野委員：研修時間は大変重要で、講習会 40 時間も無理ではないが、それプラス検査員のレベルアップを図る必要がある。お願いとして、委託検査員は複数の認定機関に所属しているが、認定機関によって検査フォーマットが違うため、一つ記入すればそれがどこでも通用するよう統一をしていただければありがたい。ある検査員がイタリアに行ったとき、検査員が皆ハッピーで、満足して仕事をしているという話を聞いた。EU の認定機関は、検査員はエンジンだ、エンジンが健全に活用することが重要だという感じで、イタリアではうまく運営されている。海外ではどうなのか、F A M I C は海外の認定機関をチェックするチャンスがあるので、海外では資格要件やフォーマットがどうかということも参考にして、いいところは活用していくのもいいのではないか。

座長：検査員がハッピーになるには認定事業者が有機農業をやって良かったという結果が生まれないとなかなか難しいが、制度の側に立つ F A M I C、農水省が認定事業者の心情を壊さないようなモニタリング、検査をしていただくよう配慮をお願いしたい。

今村委員：毎年検査員が来て、検査員の評判を生産者がよく話す、非常に大事なものは、あの人が来て良かったとか、有機農業を広める気持ちがあるかないか、そういう気持ちで検査してくれたか等、検査の仕方によっては生産行程管理者も向上心が出てくる。検査のための検査だけは辞めて欲しい。

事務局：水野委員に質問。検査員は週に 2 回検査をして月 8 回、年間だと相当な数になるが、これくらいの頻度の検査が可能で適性な検査ができるのか。また、事業として成り立っていないのではという金子委員の意見もあるが、実際登録認定機関は海外も入れて 70 機関あるが、農水省としては未来永劫存在してもらいたいと思っていない。現在のシステムそのものは、登録して登録認定機関という事業を

行っていただき、信頼を勝ち得た認定機関が残るという意識でいる。従って、結果的に信頼を勝ち得なかったり、不適合が沢山出たりガイド65に到底適合しないような機関は現実問題去っていただくということはやむを得ない。ご意見あればいただきたい。登録認定機関自らこうした方がいいという意見を提出していただき、次回最終を持って取りまとめたいと思っているが、この議論で登録認定機関がレベルアップしていくのは非常に望ましいが、それができないとなると、国がどこまで指示をしないといけないかということになり、せっかくガイド65を採用して自らが高めていくという姿勢があるにもかかわらず、国が縛っていくのはあまり好ましいとは思っていない。今回の検査員の資格のあり方や研修のあり方についても、登録認定機関自らが高めていっていただければと思う。

座長：あくまでも要求を満たさない機関はという前提。私達はそれぞれいろんな認定機関があって努力しているということをご承知いただき、切磋琢磨して頑張ってもらえれば一番いいのでは、という考え方で検討会を運営していただければ。

水野委員：常勤職員として、検査費用5万円で週2回であれば可能。

座長：今日発言した内容はそれなりに取りまとめさせていただき、次回検討会としての考え方をまとめるということで運営させていただきたい。

安井委員：次回は検討会としてまとめに入るというスケジュール。これまで認定機関、検査員の話があったが、現状の格付け方法や事業者の負担、労力が軽減されるような妙案があればご意見をお聞きしたい。

事務局：その議論をすることに異論はないが、過去の議論でも生産者から簡素化という意見や、認定事業者の記録の付け方のいい例、悪い例等出された資料があったが、漠然とした意見が多く、緩めるべき、きちっとやるべき、という議論が二つに分かれて推移し、具体的な議論に発展しなかったというイメージが非常に強くある。細かい議論になると加わっていけない委員がいるのではと心配しているので、検討会としては、一度これまでの意見をまとめて、粗々のものを次回出させていただき、その時に、加えられた発言ということでやっていただければ。

座長：経過からいくと、最初に自由な意見をいただき、生産者は申請書の書き方、書式等意見が出ていたが、この検討会は主として認定機関の責任と検査員の力量について集中的に論議してきた。あえてその部分は格付けの部分も含めて議題にしてこなかったが、格付けも含めて論議するというのであればやる。

事務局：意見として阻止をするものではない。意見を出していただく分には構わない。次回、粗々のまとめの中に加えるか加えないかも含めて議論したい。

座長：次回は場合によっては管理取りまとめということではなく、新たな議題も含められる可能性もある。今日の発言の中にも認定機関と検査員の関係をもっと検討するべきではないか、それ以前に登録要件をもう少し手直ししてもいいのではということや、検査員の資格の見直しに関する意見もあった。検査員の力量を高める

ためのさまざまな提案、検査員の実情に関する発言等、幅広い意見をいただいた。
委員の認識を深めていただいたと思うので、次回、最終回でなお議論を深めてい
ただき、有機ＪＡＳ制度がよりよく見直されるようご協力をお願いしたい。

以上。